

令和6年度の国民健康保険税 税率等の改定案

武蔵野市 健康福祉部 保険年金課

目次

第1 国民健康保険制度

- 1 国民健康保険の特徴
- 2 国保の会計
- 3 事業費納付金

第2 現状

- 1 これまでの推移
- 2 今後の伸びの予想

第3 令和6年度税率改定

- 1 国保世帯の分析
- 2 税率改定案の諮問

第1 国民健康保険制度

1 国民健康保険の特徴

(1) 国民皆保険を支える公的医療保険

- 国民全員が保険に加入し、全員が保険料を支払うことで、お互いの負担を軽減し、ケガや病気のリスクを社会全体で支え合う仕組みのこと。
- 他の健康保険に加入できない人が加入する保険

1 国民健康保険の特徴

(2) 公平な保険料負担

- 加入者全員が基本料金を払い、
所得の多さに応じて支え合う仕組み

応能負担

所得などに応じて
費用を負担する方式

+

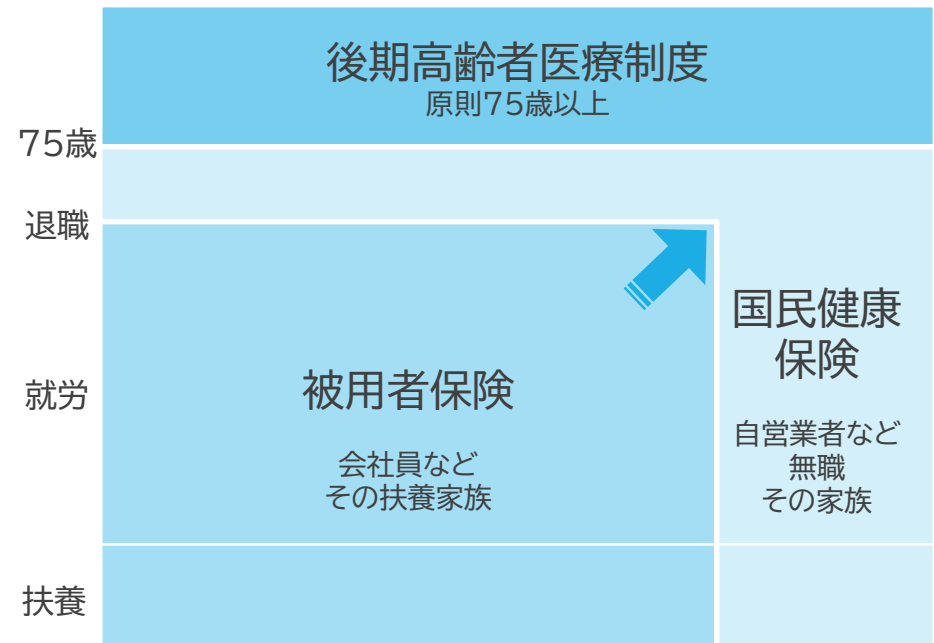
応益負担

利益を受ける
人数等に応じて
費用を負担する方式

1 国民健康保険の特徴

(3) 加入者

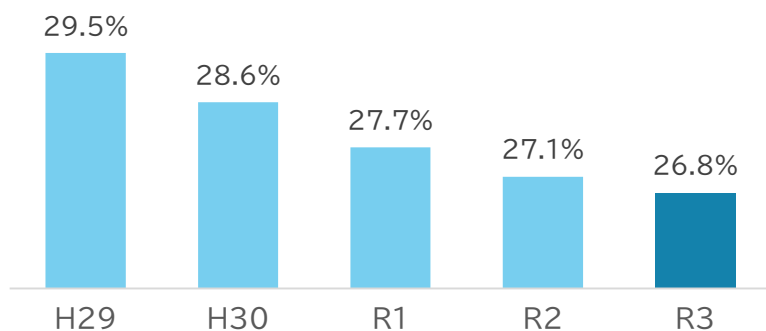
- 年齢構成が高い
- 医療費水準が高い
- 所得水準が低い



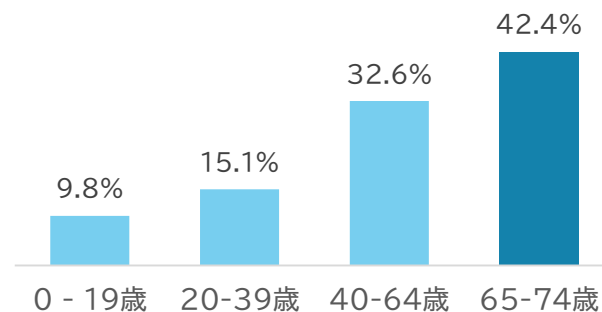
1 国民健康保険の特徴

(3) 加入者

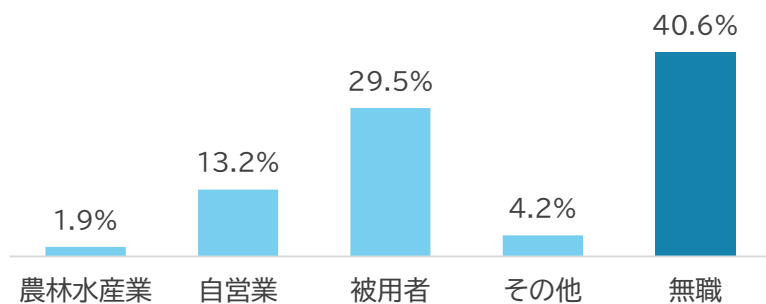
国民健康保険加入率の推移



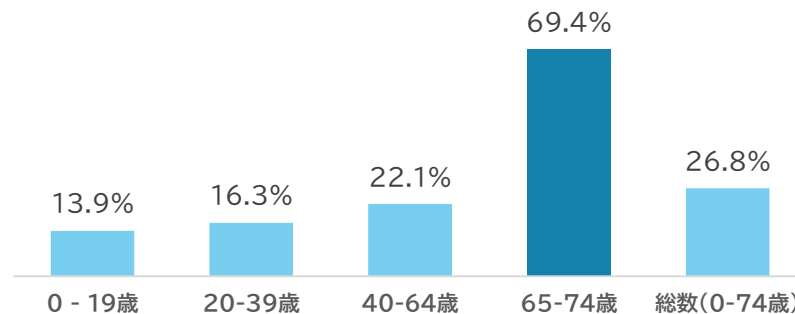
年齢階層別の国保構成率



国保の世帯主の職業



年齢階層別の国保加入率



(出典:国民健康保険実態調査 令和3年度)

1 国民健康保険の特徴

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和2年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和2年3月末)	2,660万人 (1,733万世帯)	4,044万人 (被保険者2,479万人 被扶養者1,565万人)	2,884万人 (被保険者1,635万人 被扶養者1,249万人)	854万人 (被保険者456万人 被扶養者398万人)	1,803万人
加入者平均年齢 (令和元年度)	53.6歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳	82.5歳
65～74歳の割合 (令和元年度)	43.6%	7.7%	3.4%	1.4%	1.7%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和元年度)	37.9万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円	95.4万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和元年度)	86万円 (一世帯当たり) 133万円	159万円 (一世帯当たり(※3)) 260万円	227万円 (一世帯当たり(※3)) 400万円	248万円 (一世帯当たり(※3)) 462万円	86万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和元年度)(※4) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり) 13.8万円	11.9万円<23.8万円> (被保険者一人当たり) 19.5万円<38.9万円>	13.2万円<28.9万円> (被保険者一人当たり) 23.2万円<50.8万円>	14.4万円<28.8万円> (被保険者一人当たり) 26.8万円<53.6万円>	7.2万円
保険料負担率	10.3%	7.5%	5.8%	5.8%	8.4%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和4年度予算ベース)	4兆3,034億円 (国3兆1,115億円)	1兆2,360億円 (全額国費)	725億円 (全額国費)		8兆5,885億円 (国5兆4,653億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

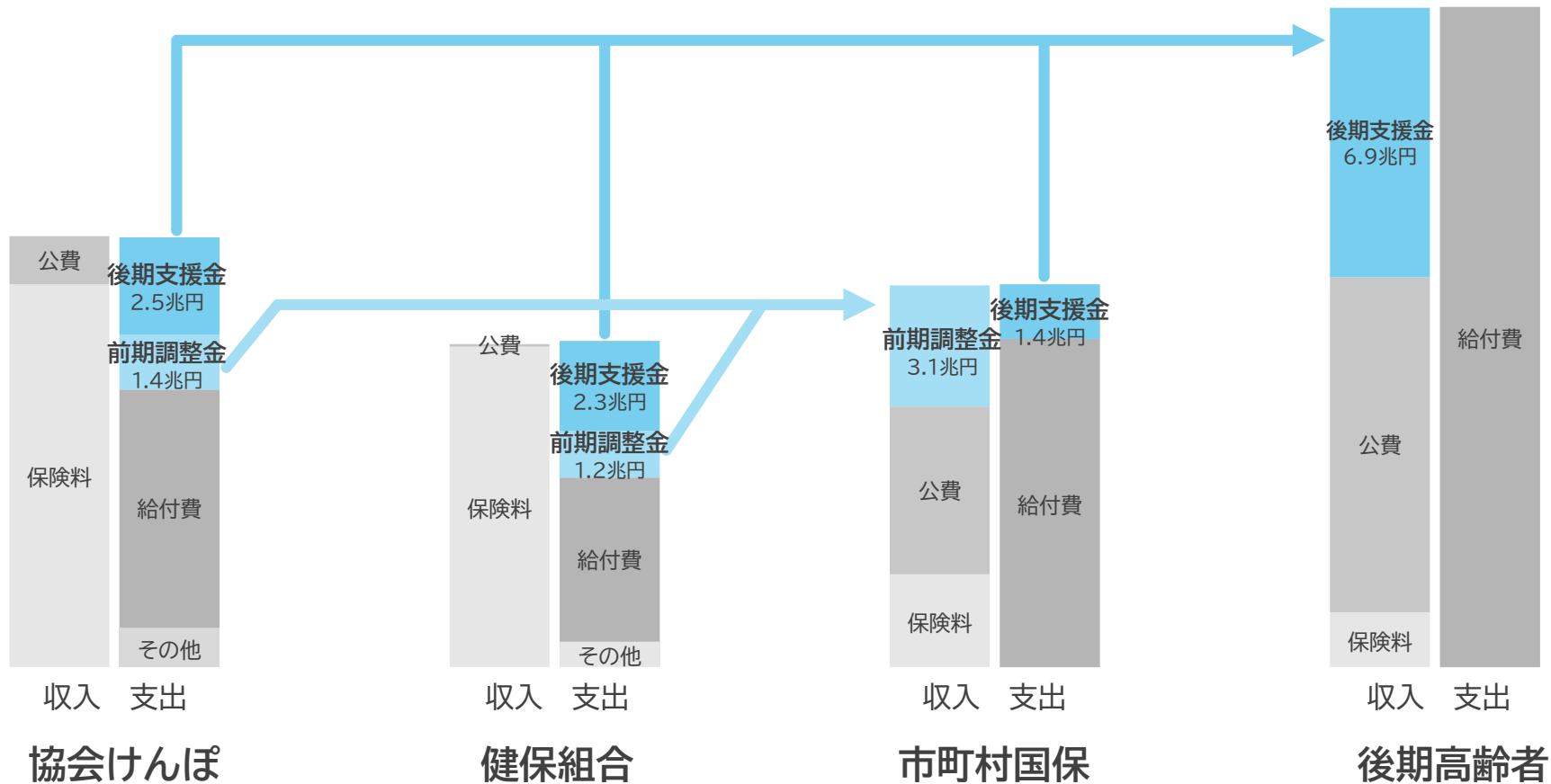
(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護給付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(出典：厚生労働省ホームページ)

1 国民健康保険の特徴

(4) 医療保険制度間での支え合い



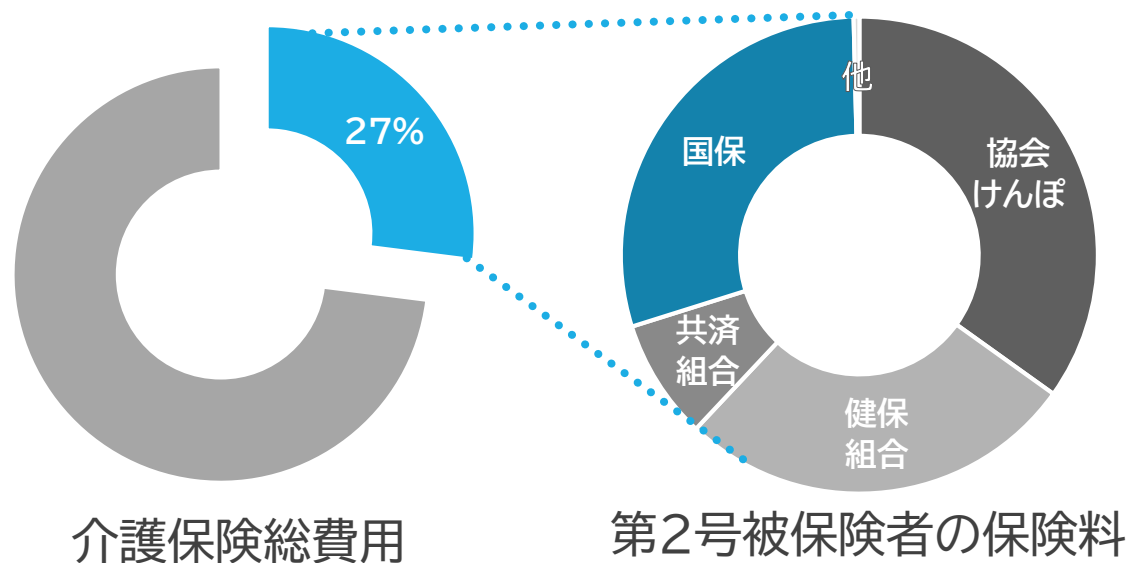
*この図は医療保険者のすべてを含んでいないため、支援金・調整金の収入と支出の合計は一致していません。

(出典：厚生労働省ホームページ)

1 国民健康保険の特徴

(5) 介護保険料の間接的な納付

40～64歳(第2号被保険者)の方は、
各医療保険を通じて介護保険料を納付



目次

第1 国民健康保険制度

1 国民健康保険の特徴

2 国保の会計

3 事業費納付金

第2 現状

1 これまでの推移

2 今後の伸びの予想

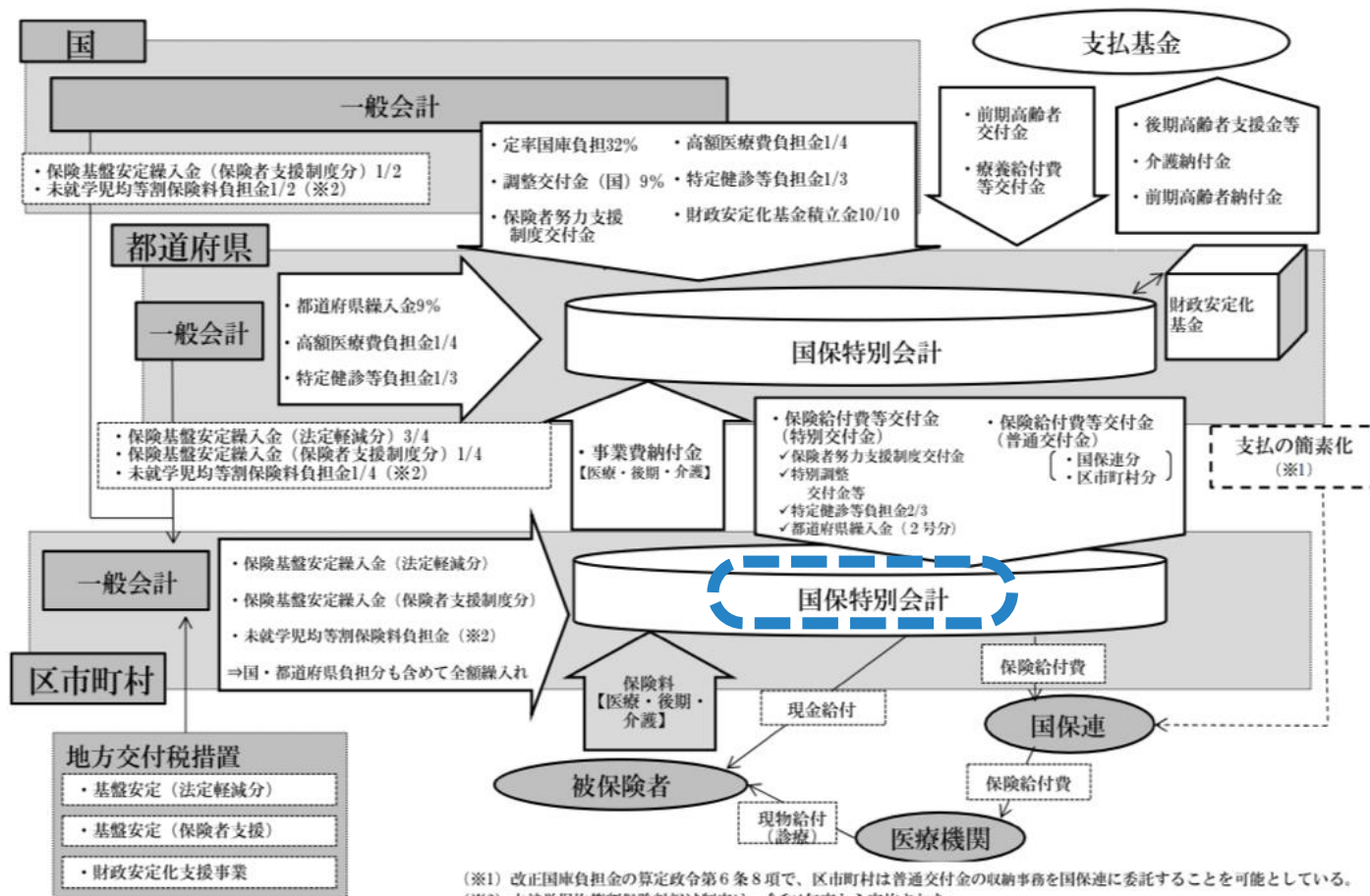
第3 令和6年度税率改定

1 国保世帯の分析

2 税率改定案の諮問

2 国保の会計

(1) 主な歳入と歳出①

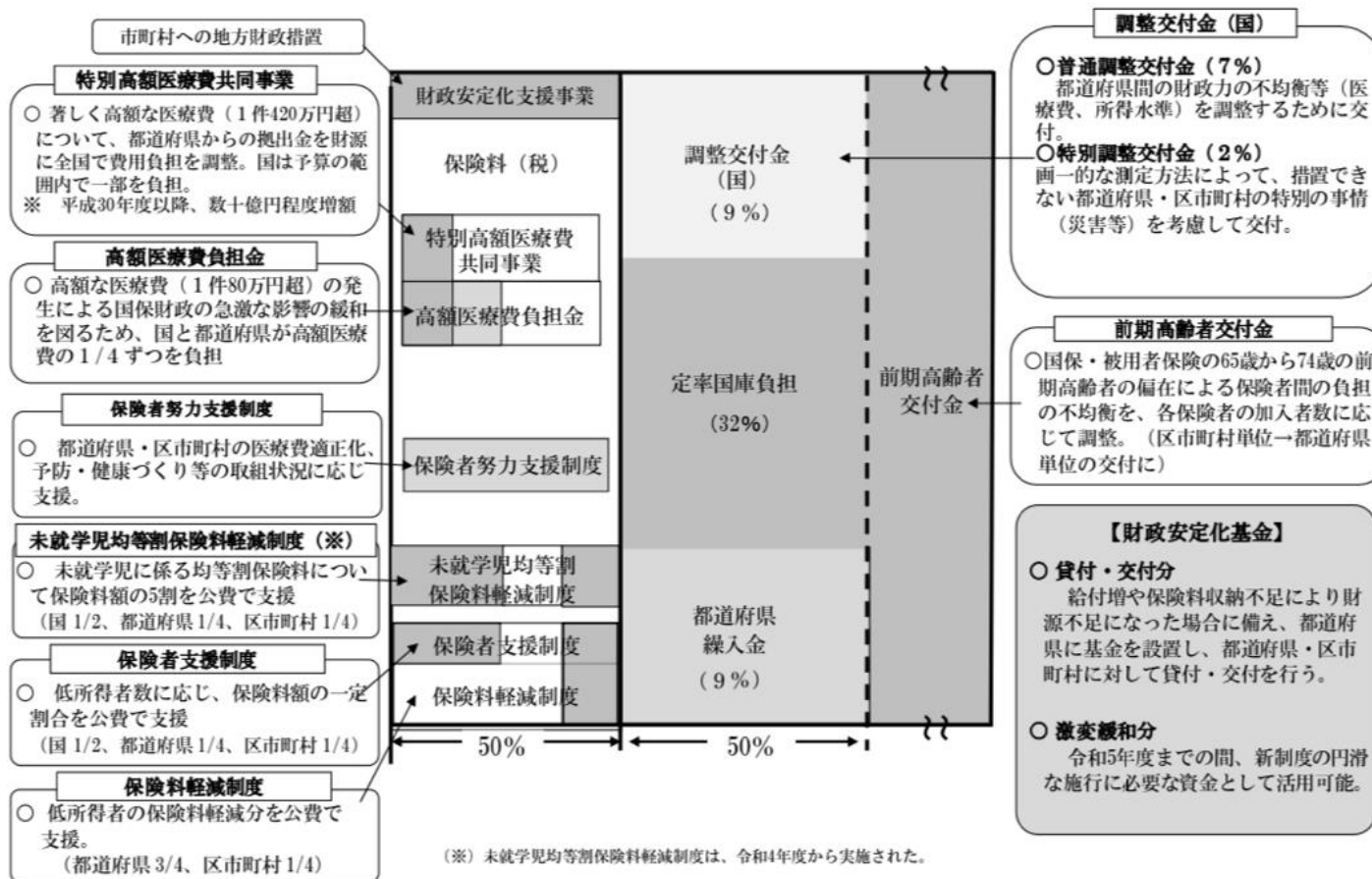


(※1) 改正国庫負担金の算定政令第6条8項で、区市町村は普通交付金の収納事務を国保連に委託することを可能としている。
 (※2) 未就学児均等割保険料軽減制度は、令和4年度から実施された。

(出典：東京都国民健康保険ハンドブック (令和5年度版))

2 国保の会計

(1) 主な歳入と歳出②



(出典：東京都国民健康保険ハンドブック（令和5年度版）)

2 国保の会計

(2) 市の主な歳入と歳出

● 歳入

- ①国保税
- ②国・都からの支え
(含他保険からの支え)
- ③市全体の税込からの支え

● 歳出

- ①事業費納付金(医療分)
- ②保険給付
- ③保健事業など
- ④他制度を支える分
(後期・介護の納付金)

*国保の会計は、「利用する人から費用分の財源を納めていただく」という考えのもと、市全体の財源とは別に、独立して歳入・歳出を管理しています。

2 国保の会計

(3) 赤字繰入とは

- 繰入

市全体の財源を国保の費用にあてること
繰入の名目や金額は法律で規定

- 解消すべき赤字繰入

法定外の繰入のうち、本来は国保加入者からの保険税で賄うべき金額のこと

2 国保の会計

(4) 財政健全化計画

主旨：赤字繰入を解消していく計画

方法：保険税の見直し、国都財源の獲得、重症化予防、適正な手続き等

国保財政健全化への道のり

国・都支出金など 64.6%
繰入金 12.1%
保険税 23.3%

【市の国保財政(加入者の医療費などに充てるお金)の内訳】

市の国民健康保険の財政は、国民健康保険に加入していない方からもご負担いただく市税(繰入金)で不足分を補っている現状です。

そこで市は、財政健全化の目標と、目標達成に向けた取り組みを掲げた「国民健康保険財政健全化計画」を令和元年10月に策定しました。この計画は、さまざまな立場の方々によって構成される運営協議会での意見交換などを経て完成しました。

さらに、令和2年度の税率などについては、令和元年10月の運営協議会で議論を重ね、12月の市議会の議決を経て決定しました。併せて子育て世帯向け減免制度の創設も決まりました。

同計画を基に、税率などの見直しだけではなく、歳入の確保(収入を増やすこと)と歳出の適正化(支出を減らすこと)についてのさまざまな取り組みをより一層進めていきます。

歳入の確保
口座振替の利用促進や滞納者への働きかけによる収納率向上への取り組み、国・都の交付金の積極的な獲得など

歳出の適正化
保健事業による病気の発病・重症化予防の促進やジェネリック医薬品の使用促進など

(出典：市報むさしの令和2年3月1日号)

目次

第1 国民健康保険制度

- 1 国民健康保険の特徴
- 2 国保の会計
- 3 事業費納付金**

第2 現状

- 1 これまでの推移
- 2 今後の伸びの予想

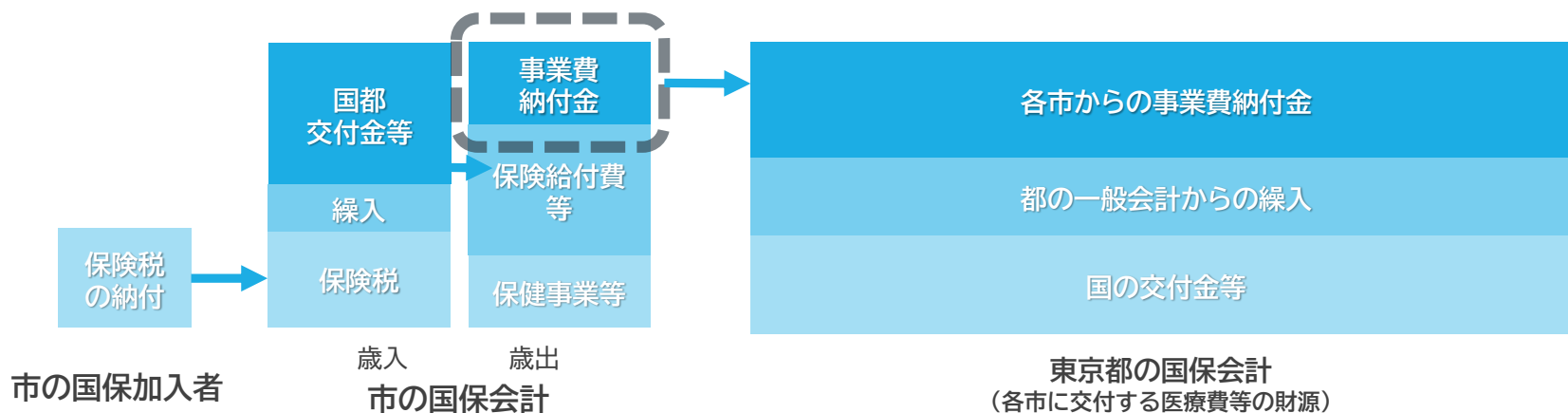
第3 令和6年度税率改定

- 1 国保世帯の分析
- 2 税率改定案の諮問

3 事業費納付金

(1) 事業費納付金とは

- 市から都に収める保険料のようなもの
- 都全体の医療費や他制度を支えるための財源
- 市は納付金を納めることで、医療費を交付される



3 事業費納付金

(2) 算定方法

- ① 都が毎年度1月に次年度分を算定する
- ② 都全体の医療費推計などから必要額を算出
- ③ 必要額を各区市町村国保の所得や人数で割り振り
(現状では、医療費の高さも反映)

3 事業費納付金

(2) 算定方法 ① 都全体の納付金必要額

被保険者数の推計方法

※ 70歳未満の一般被保険者(未就学児除く)について推計した例

		被保険者数(延べ数)
R3年度	3月~8月	① A036-A126-A127-A128の集計
	9月~翌2月	② A036-A126-A127-A128の集計
	計(年間)	③ (①+②)
R4年度	3月~8月	④ A036-A126-A127-A128の集計
	9月~翌2月	⑤
	計(年間)	⑥ ④ × (③/①)
R5年度	計(年間)	⑦ ⑥ × (⑥/③)

被保険者1人当たり診療費の推計方法

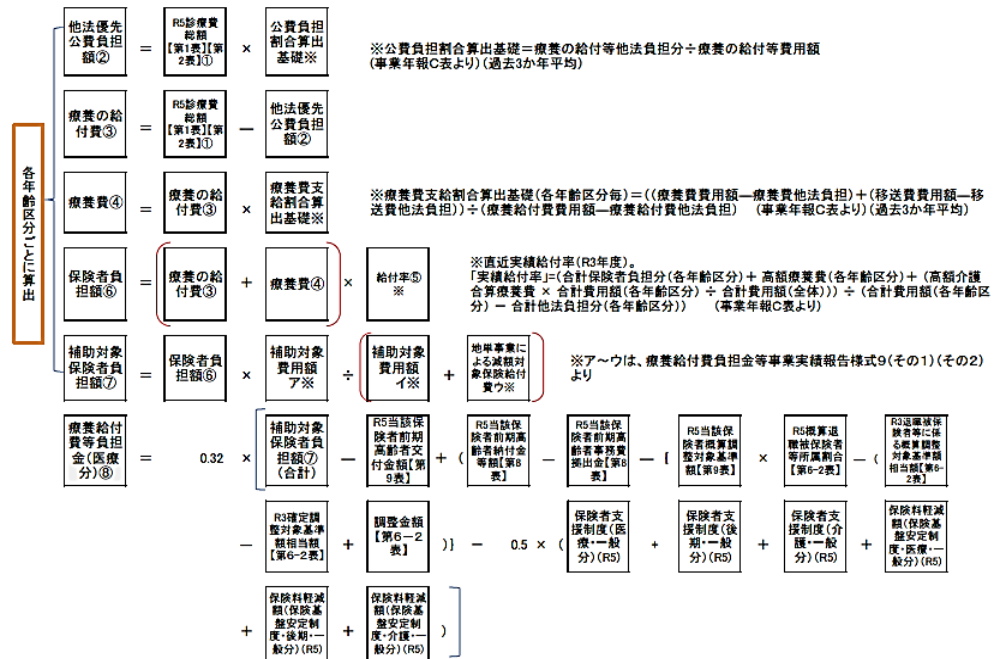
※ 70歳未満の一般被保険者(未就学児除く)について推計した例

		診療費 (実績70歳未満の一般被保険者(未就学児除く))	被保険者一人当たり額
R2年度	3月	① C092-C461-C485-C509の集計/1000	① ①/人数(3月分)
	4月~7月	② C092-C461-C485-C509の集計/1000	② ②/人数(4~7月平均)
	8月~翌2月	③ C092-C461-C485-C509の集計/1000	③ ③/人数(8~翌2月平均)
	計(年間)	④ (①+②+③)	④ ④/人数(3~翌2月平均)
R3年度	3月	⑤ C092-C461-C485-C509の集計/1000	⑤ ⑤/人数(3月分)
	4月~7月	⑥ C092-C461-C485-C509の集計/1000	⑥ ⑥/人数(4~7月平均)
	8月~翌2月	⑦ C092-C461-C485-C509の集計/1000	⑦ ⑦/人数(8~翌2月平均)
	計(年間)	⑧ (⑤+⑥+⑦)	⑧ ⑧/人数(3~翌2月平均)
R4年度	3月	⑨ C092-C461-C485-C509の集計/1000	⑨ ⑨/人数(3月分)
	4月~7月	⑩ C092-C461-C485-C509の集計/1000	⑩ ⑩/人数(4~7月平均)
	8月~翌2月	⑪ (⑨+⑩) × ⑩ / (⑨+⑩)	⑪ (⑨+⑩) × ⑩ / (⑨+⑩)
	計(年間)	⑫ ⑨+⑩+⑪	⑫ ⑨+⑩+⑪
R5年度	3月	⑬ ⑨ × R4改定率 × √[(⑩/⑨) × R2改定率]	⑬ ⑨ × R4改定率 × √[(⑩/⑨) × R2改定率]
	4月~翌2月	⑭ (⑩+⑪) × √[(⑩+⑪) / (⑩+③) × R4改定率]	⑭ (⑩+⑪) × √[(⑩+⑪) / (⑩+③) × R4改定率]
	計(年間)	⑮ ⑬+⑭	⑮ ⑬+⑭

※太線:診療報酬改定

【R5年度算定医療費推計】

○推計された診療費をもとに、療養給付費等負担金を推計する。



(出典:令和5年度 国保事業費納付金・標準保険料率等 算定結果)

3 事業費納付金

(2) 算定方法 ① 都全体の納付金必要額

都の医療費の推計 - 国の補助等 = 納付金必要額

都の被保険者数の見込み × 一人あたり医療費の見込み

3 事業費納付金

(2) 算定方法 ② 各市区町村の割り振り

納付金算定基礎額(C)から市町村標準保険料率までの算定表 (自然増+6.0%)【医療分】

No.	保険者名	調整後納付金算定基礎額(C)	医療費指数反映係数α	所得係数β	調整係数γ	所得割(応能)シェア	均等割(応益)シェア	医療費指数	γによる調整前の納付金基礎額(小数点切り上げ)	各市区町村ごとの納付金基礎額(c)	調整(+)	調整(-)	各市区町村の納付金額(調整後)	dによる文比べ調整後措置額(-)	各市区町村の納付金額(調整後)
		①	②	③	④=①/⑧計	⑤	⑥	⑦	⑧=①×(1+②×(⑦-1)×(③×⑤+⑥)/(1+③))	⑨=④×⑧	⑩	⑪	⑫=⑨+⑩-⑪	⑬	⑭=⑫-⑬
22	葛飾区	347,201,143,935	1	1.3465119270561	1.0373683182668	0.0282850667003	0.0340150197293	0.9877549496808	10,537,803,240	10,931,583,226	140,282,388	1,062,948,944	10,008,916,670	0	10,008,916,670
23	江戸川区	347,201,143,935	1	1.3465119270561	1.0373683182668	0.0395272345306	0.0449616021045	1.0067458653037	14,626,000,006	15,172,549,030	187,026,374	1,397,609,296	13,961,966,108	0	13,961,966,108
24	八王子市	347,201,143,935	1	1.3465119270561	1.0373683182668	0.0378243291162	0.0443514014943	0.9446040549033	13,317,431,530	13,815,081,550	188,271,295	1,257,938,978	12,745,413,867	0	12,745,413,867
25	立川市	347,201,143,935	1	1.3465119270561	1.0373683182668	0.0121681749893	0.0136542993686	0.9298263743780	4,132,797,759	4,287,233,461	54,627,252	381,773,067	3,960,087,646	0	3,960,087,646
26	武蔵野市	347,201,143,935	1	1.3465119270561	1.0373683182668	0.0124208767738	0.0101149815436	0.8762496329974	3,479,895,139	3,609,932,969	38,346,872	243,156,872	3,405,122,969	0	3,405,122,969
27	三鷹市	347,201,143,935	1	1.3465119270561	1.0373683182668	0.0146492425930	0.0135088849375	0.9633039894179	4,737,048,337	4,914,063,867	49,077,811	381,872,920	4,581,268,758	0	4,581,268,758
28	青梅市	347,201,143,935	1	1.3465119270561	1.0373683182668	0.0088298731262	0.0108273965417	0.9130343350904	3,068,987,043	3,183,669,928	48,974,895	318,170,810	2,914,474,013	0	2,914,474,013
29	府中市	347,201,143,935	1	1.3465119270561	1.0373683182668	0.0181915934117	0.0184471898758	0.9568345915503	6,079,689,984	6,306,877,775	74,538,675	541,228,650	5,840,187,800	0	5,840,187,800

No.	保険者名	調整(+)	調整(-)	標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)	調整後措置額	【調整後措置額】 調整後措置額	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】	【調整後措置額】 【調整後措置額】
		⑮	⑯	⑰=⑮+⑯-⑰	⑱	⑲=⑱-⑲	⑳	㉑	㉒=⑲-⑲-㉑	㉓=⑲-⑲	㉔	㉕=㉓-㉔	㉖	㉗	㉘=㉖+㉗	㉙	㉚=㉙+㉚
22	葛飾区	395,927,000	1,637,136,271	8,767,707,399	0	0	0	0	0	10,008,916,670	27,752,661	9,981,164,009	0	0	9,981,164,009	0	9,981,164,009
23	江戸川区	498,002,000	2,184,800,492	12,275,167,616	0	0	0	0	0	13,961,966,108	38,713,652	13,923,252,456	0	0	13,923,252,456	0	13,923,252,456
24	八王子市	450,646,000	2,443,762,126	10,752,297,741	0	0	0	0	0	12,745,413,867	35,340,404	12,710,073,463	0	0	12,710,073,463	0	12,710,073,463
25	立川市	221,929,000	555,252,639	3,626,764,007	0	0	0	0	0	3,960,087,646	10,980,506	3,949,107,140	0	0	3,949,107,140	0	3,949,107,140
26	武蔵野市	116,641,676	471,281,024	3,050,483,621	0	0	0	0	0	3,405,122,969	9,441,704	3,395,681,265	0	0	3,395,681,265	0	3,395,681,265
27	三鷹市	123,205,918	595,496,611	4,108,978,065	0	0	0	0	0	4,581,268,758	12,702,913	4,568,565,845	0	0	4,568,565,845	0	4,568,565,845
28	青梅市	110,585,800	477,533,081	2,547,526,732	0	0	0	0	0	2,914,474,013	8,081,235	2,906,392,778	0	0	2,906,392,778	0	2,906,392,778
29	府中市	274,887,000	815,573,001	5,299,501,799	0	0	0	0	0	5,840,187,800	16,193,636	5,823,994,164	0	0	5,823,994,164	0	5,823,994,164

加算・減算項目内訳表 (c→d)

No.	保険者名	医療分										
		各市区町村の納付金(d)										
		調整(+)			調整(-)							
		地方単独事業の減額調整分	審査支払手数料	国庫等返還分の精算	調整(+)	高額医療費負担金	特別高額医療費共同事業負担金	国庫等返還分の精算	国・特別調整交付金(都道府県分)(子ども子育て努力分)	都費補助金(医療費波及分)	調整(-)	
22	葛飾区	79,234,679	60,225,273	822,436	140,282,388	875,800,830	19,311,947	0	78,285,000	88,551,167	1,062,948,944	
23	江戸川区	102,324,285	76,102,903	8,599,186	187,026,374	1,166,148,439	33,563,159	0	77,882,000	120,015,698	1,397,609,296	
24	八王子市	104,527,852	76,973,665	6,769,778	188,271,295	1,027,637,904	21,704,507	0	57,825,000	150,771,567	1,257,938,978	
25	立川市	31,761,701	22,709,247	156,304	54,627,252	312,970,590	7,233,495	0	17,164,000	44,404,982	381,773,067	
26	武蔵野市	20,549,787	17,756,370	40,715	38,346,872	198,595,417	4,503,794	0	10,856,000	29,201,661	243,156,872	
27	三鷹市	25,210,924	23,809,089	57,798	49,077,811	313,825,827	10,817,005	0	21,524,000	35,706,088	381,872,920	
28	青梅市	24,540,894	18,885,161	5,548,840	48,974,895	259,982,388	6,317,812	0	16,841,000	35,029,610	318,170,810	
29	府中市	42,681,174	31,807,345	50,156	74,538,675	444,381,645	14,376,973	0	24,620,000	57,850,032	541,228,650	

(出典：令和5年度 国保事業費納付金・標準保険料率等 算定結果)

3 事業費納付金

(2) 算定方法 ② 各市区町村の割り振り

(都全体の納付金必要額)

× (A市の**所得の高さ** + **被保険者の多さ**)

× (A市の**医療費の高さ**) ± その他

= A市の納付金

3 事業費納付金

(3) 算定に影響するもの（医療分）

- **都全体**の国保加入者の医療費の推計
- 国からの補助等
- 市の国保加入者の所得・人数・医療費の水準

3 事業費納付金

(3) 算定に影響するもの（後期支援分・介護分）

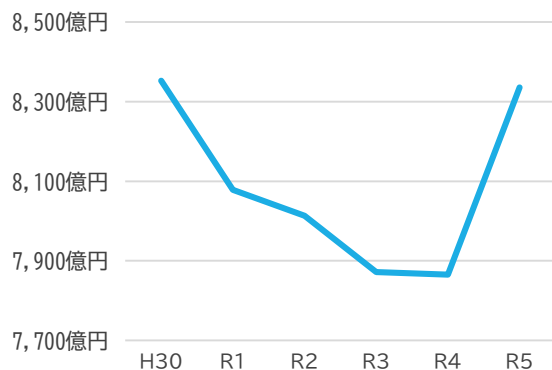
- 国全体の**後期高齢者医療費・介護給付費**の推計
- 国からの補助等
- 市の国保加入者の所得・人数の水準

第2 現状

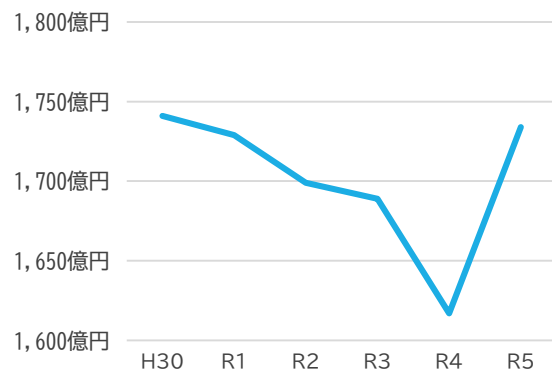
1 これまでの推移

(1) 都算定の推計・納付金必要額

国保給付費総額推計



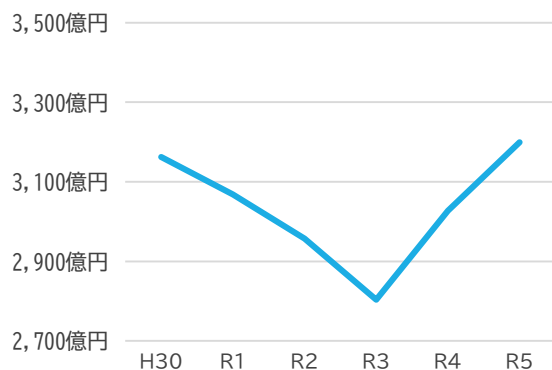
後期支援金総額推計



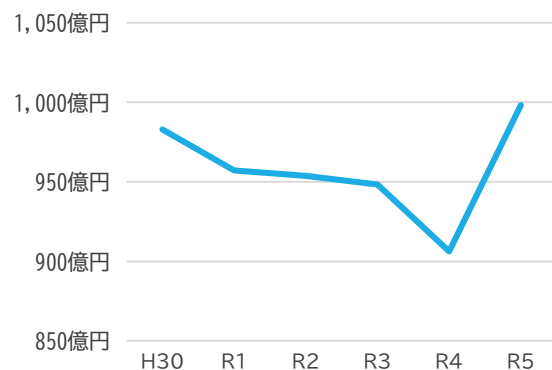
介護納付金総額推計



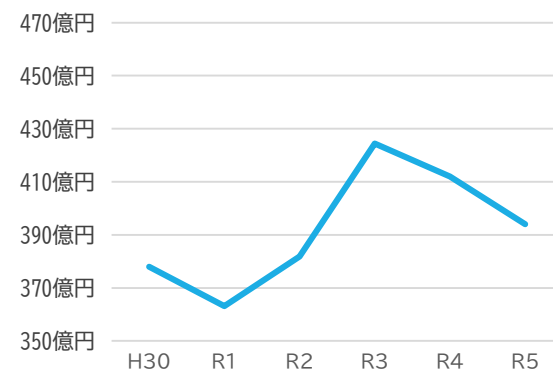
医療一般納付金必要額



後期一般納付金必要額



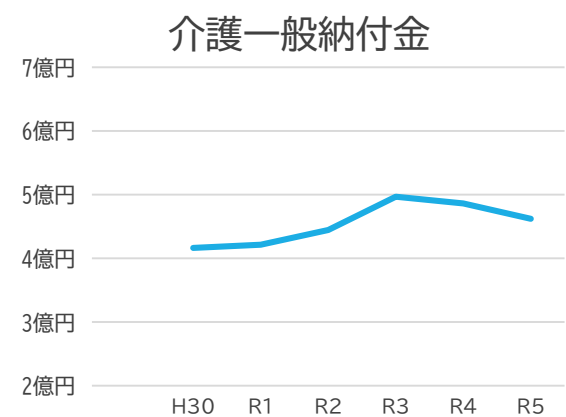
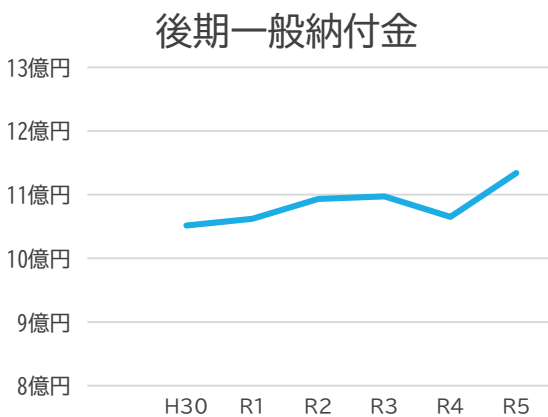
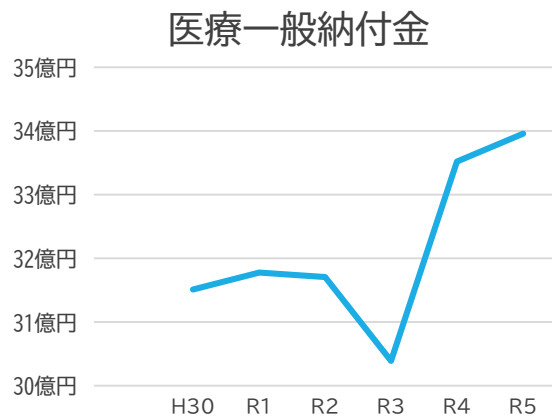
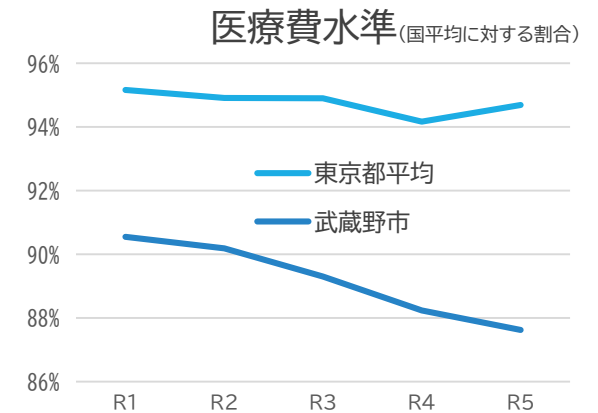
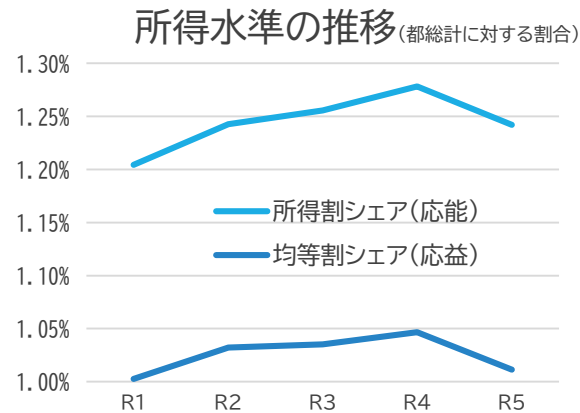
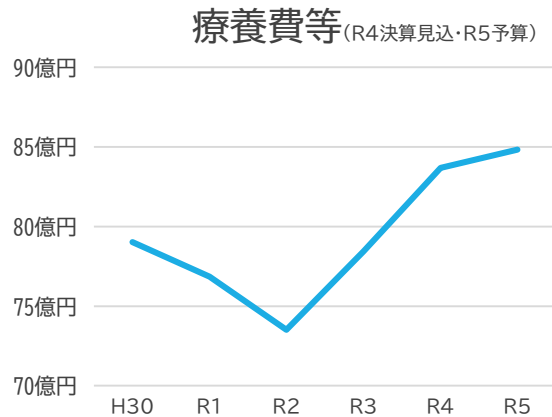
介護一般納付金必要額



(出典：東京都の通知に基づき作成)

1 これまでの推移

(2) 市の療養費等・納付金・所得と医療費水準

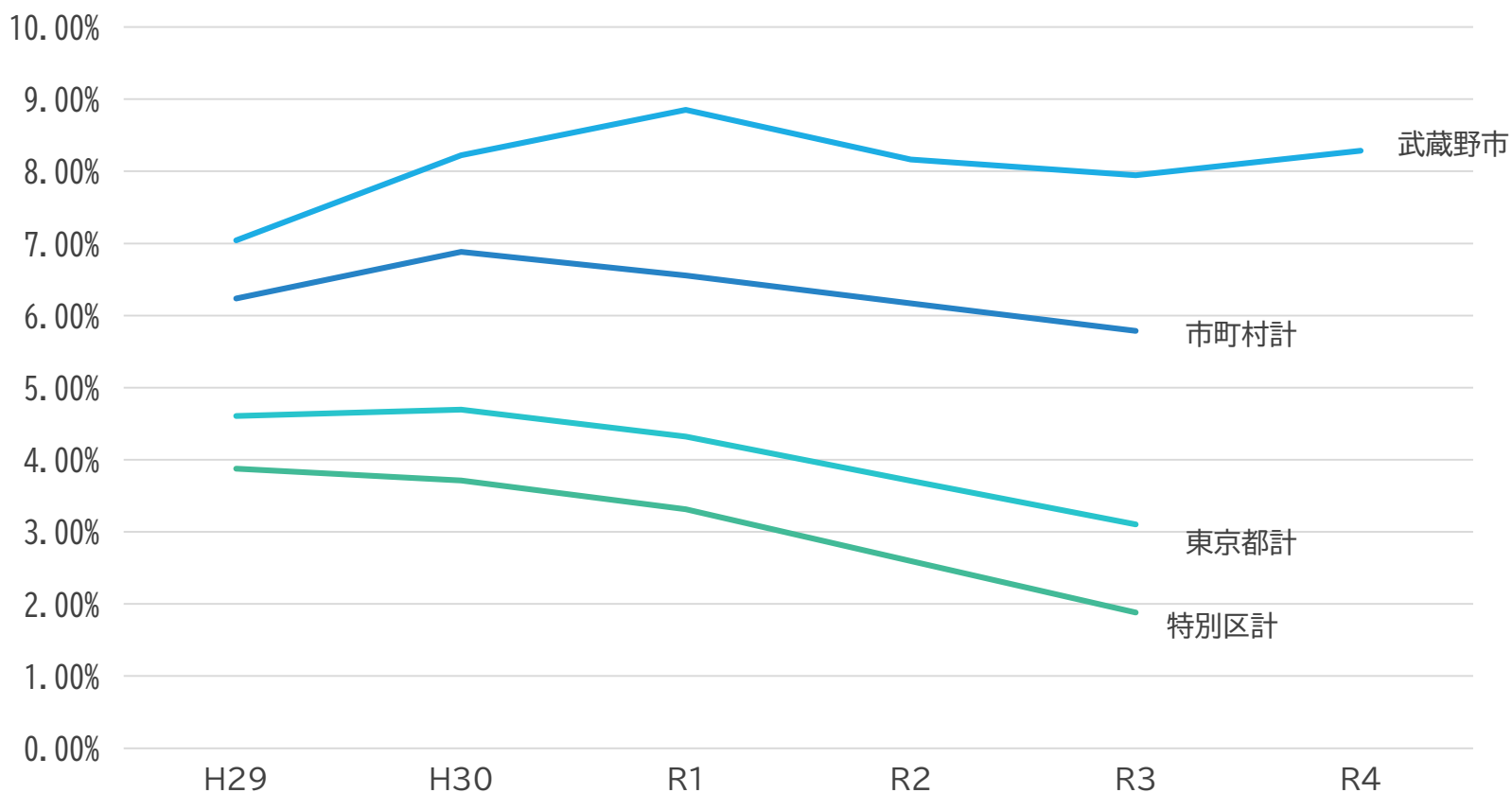


(出典: 「所得水準の推移」 「医療費水準」は東京都の通知に基づき作成)

1 これまでの推移

(2) 市の法定外一般会計繰入金の割合

国保事業会計の歳入に占める法定外一般会計繰入金の推移



(出典：国民健康保険事業状況第4表に基づき算出)

目次

第1 国民健康保険制度

- 1 国民健康保険の特徴
- 2 国保の会計
- 3 事業費納付金

第2 現状

- 1 これまでの推移

- 2 今後の伸びの予想

第3 令和6年度税率改定

- 1 国保世帯の分析
- 2 税率改定案の諮問

2 今後の推計

(1) 都の動向

納付金算定に反映されている医療費水準は、
段階的に反映されなくなる見込み



医療費水準が比較的低い市区町村は、
納付金の負担割合が大きくなっていく

2 今後の推計

(2) 全国的な動向

① 保険料水準の統一化

国保運営方針 「都道府県内の保険料水準統一の目標年度の記載を」

努力者支援制度「 $\alpha^{\ast} = 0$ 達成・目標年次設定・保険料減免水準の統一等を高く評価」

※ α ・・・医療費指数反映係数。0になると市の医療費水準が事業費納付金に反映されなくなる。

② 診療報酬の改定

国方針「物価・賃金上昇や保険料負担への影響等を踏まえ必要な対応を行う」

③ 第4期医療費適正化計画

特定健診・特定保健指導の見直し

重複投薬等の適正化・後発医薬品促進

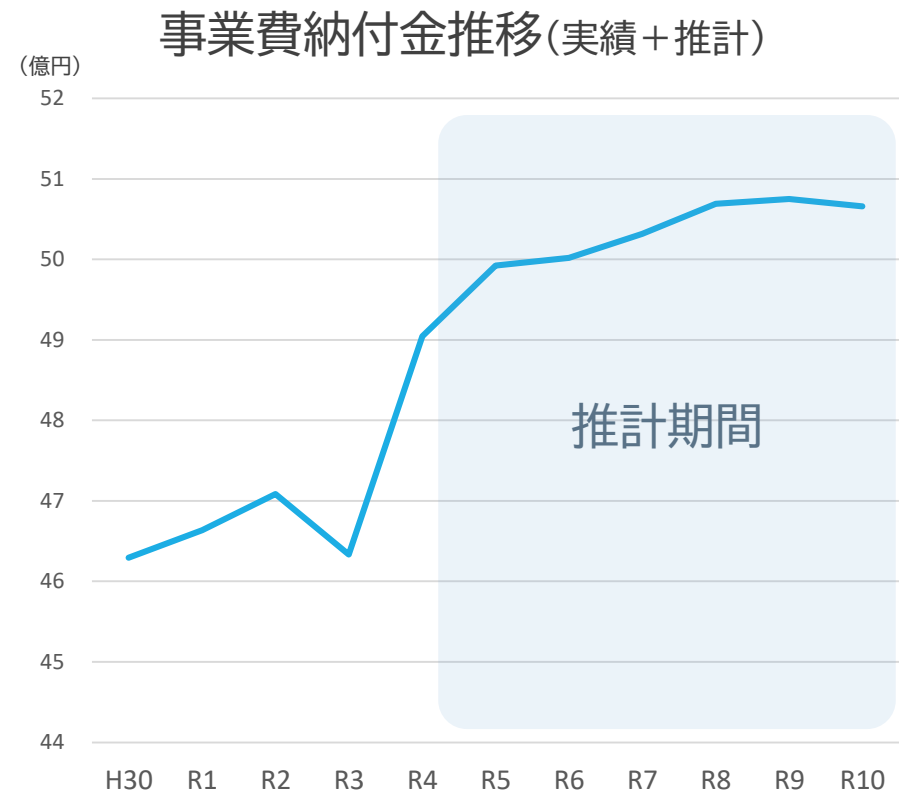
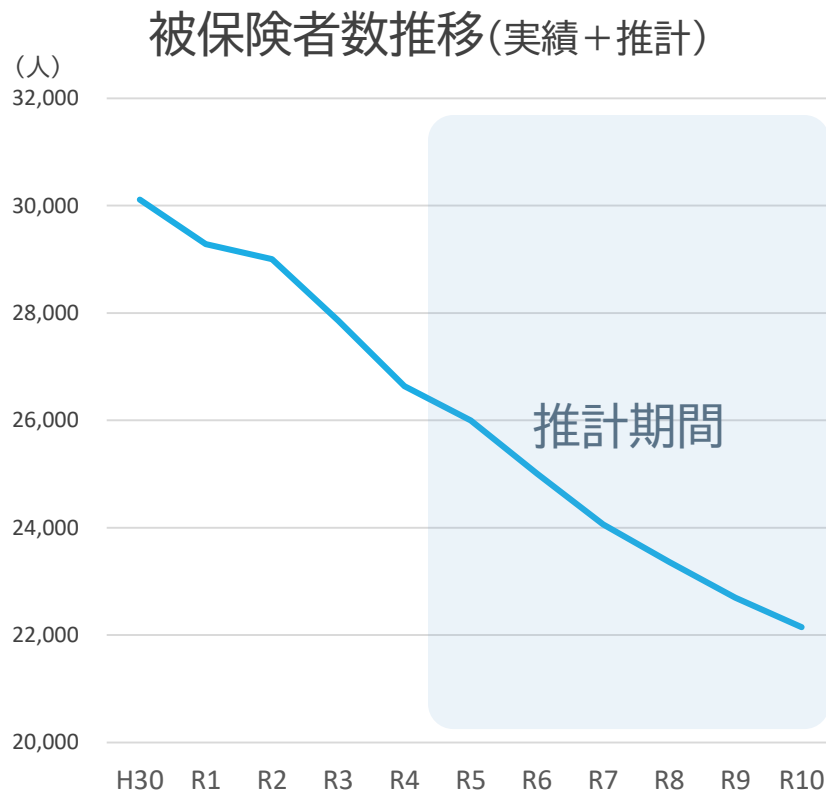
医療DXによる医療情報の利活用等を通じた取組の促進

④ 被用者保険の適用拡大

令和6年10月改正で約35万人が国保から社保に移行する試算（令和2年度厚生労働省）

2 今後の推計

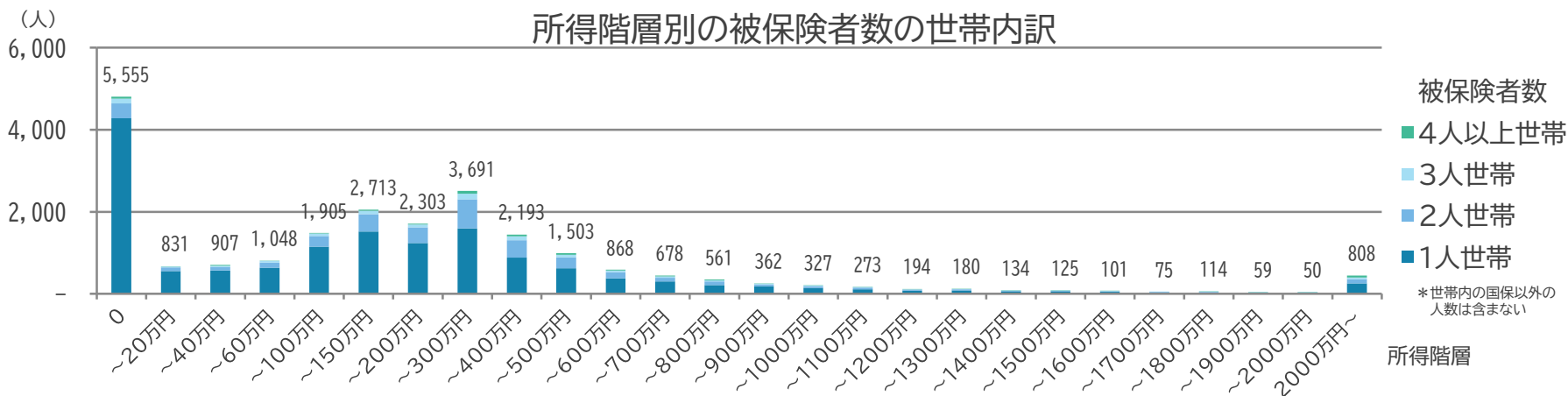
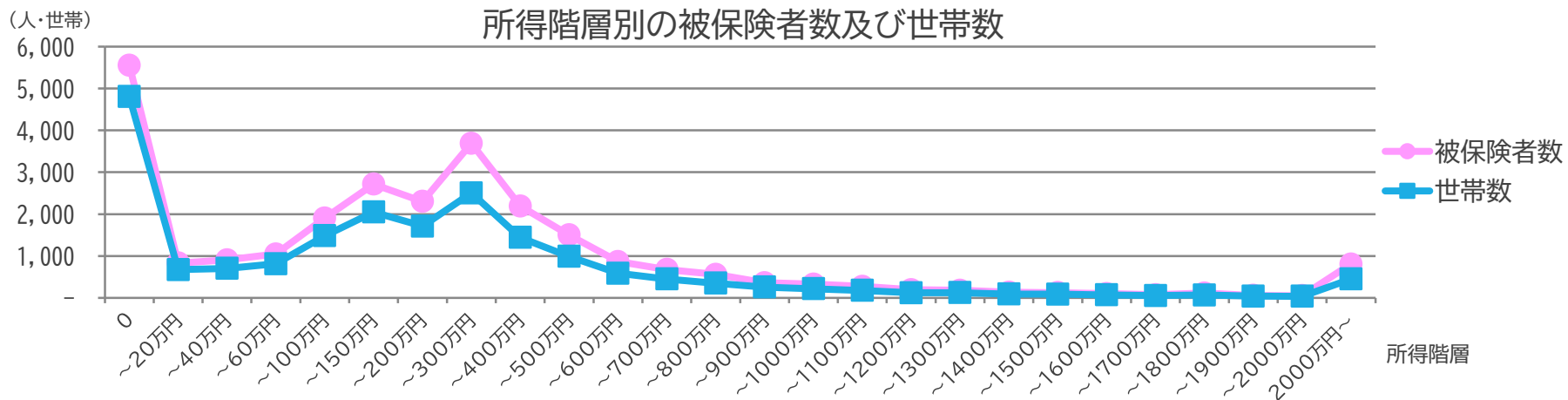
(3) 武蔵野市の推計



第3 令和6年度税率改定

1 国保世帯の分析

(1) 世帯所得の分析

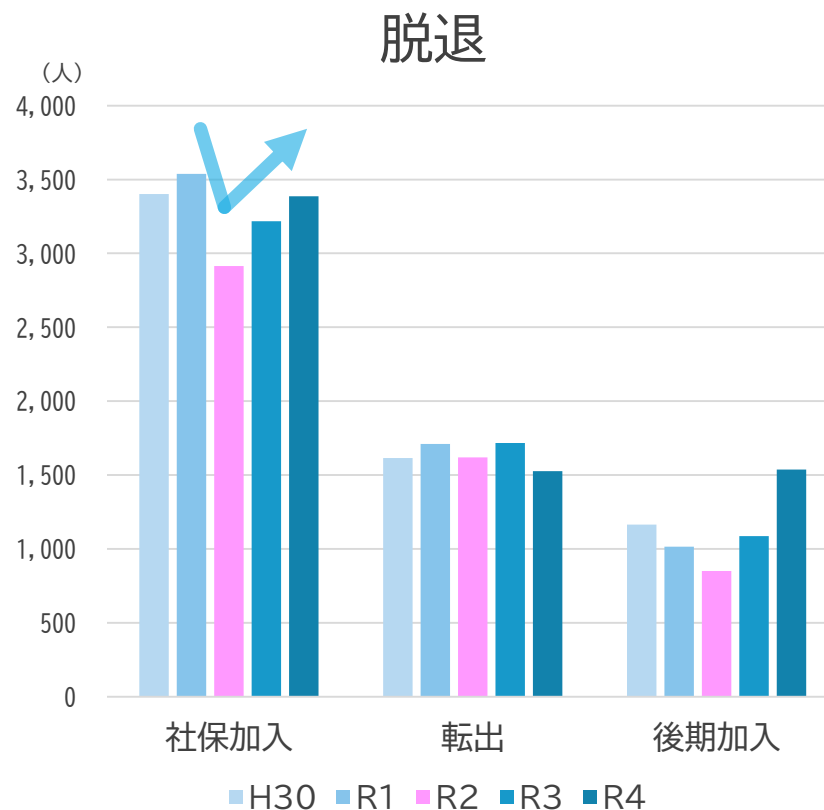
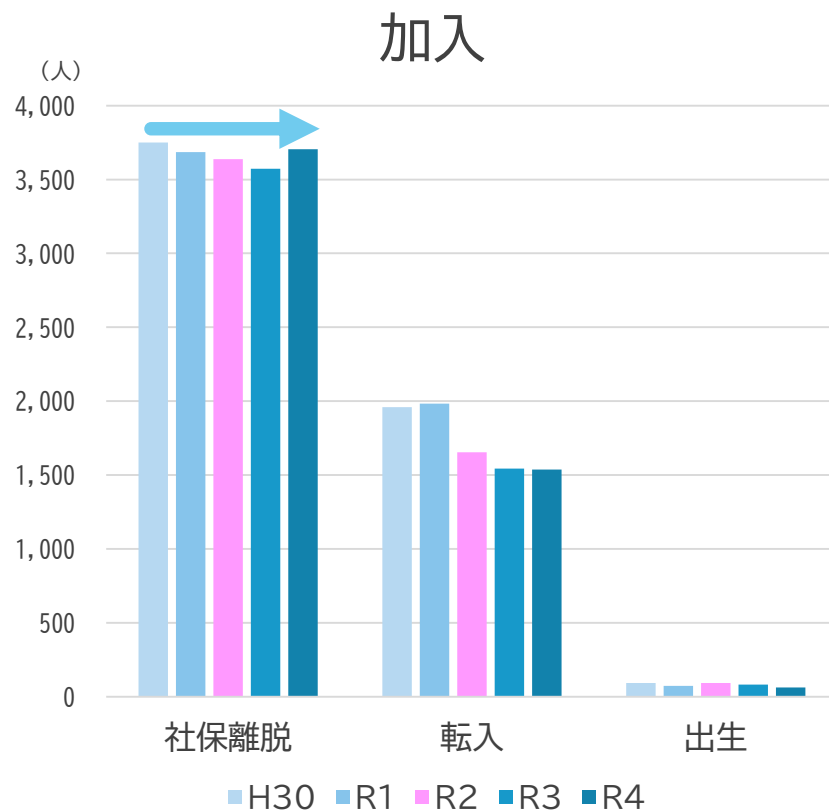


*このグラフの「所得」は、国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）の所得を含む（特例軽減適用前所得）。

(令和5年度武蔵野市当初賦課時点)

1 国保世帯の分析

(2) 加入・脱退の分析



(武蔵野市の事業年報に基づき作成)

2 令和6年度税率改定案の諮問

所得割率

+0.52%

均等割額

+5,000円

課税限度額

+2万円

現行

所得割率8.7% 均等割額50,900円 課税限度額102万円

2 令和6年度税率改定案の諮問

- 国民健康保険事業における財政の安定化
- 年度目標は、各計画期間において、目標額に到達するよう設定
- 保険税率の見直し時の目標額は、実績を踏まえ調整・平準化

(第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画令和3年度改定版に基づく改定)

2 令和6年度税率改定案の諮問

【各年度における1人当たりの赤字削減目標】

(単位：円)

		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
削減目標額	単年度	4,500	400	5,000	400	5,000	400	5,000	395
	累計額			8,510	8,910	13,910	14,310	19,310	19,705
実績額	前年度比	5,314	963	-3,478					
	累計額	3,110	4,073	595					

目標額の調整・平準化

		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
削減目標額	単年度	4,500	400	5,000	400	9,000	400	9,000	310
	累計額				995	9,995	10,395	19,395	19,705

2 令和6年度税率改定案の諮問

1人当たり赤字削減額 9,000円(保険税改定分8,600円)



所得割率 +0.52% 均等割額 +5,000円 課税限度額 +2万円

		基礎(医療)分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
所得割率	改定案	5.62%	1.95%	1.65%	9.22%
	現行	5.10%	1.95%	1.65%	8.70%
	差	+ 0.52%	改定なし	改定なし	+ 0.52%
均等割額	改定案	31,000円	11,300円	13,600円	55,900円
	現行	27,400円	10,600円	12,900円	50,900円
	差	+ 3,600円	+ 700円	+ 700円	+ 5,000円
課税 限度額	改定案	65万円	22万円	17万円	104万円
	現行	65万円	20万円	17万円	102万円
	差	改定なし	+2万円	改定なし	+2万円

2 令和6年度税率改定案の諮問

前回の改定 (令和4年度)

1人当たり赤字削減額 5,000円 (保険税改定分4,600円)

所得割率 +0.4% 均等割額 +3,000円 課税限度額 改定なし

今回の改定案 (令和6年度)

1人当たり赤字削減額 9,000円 (保険税改定分8,600円)

前回改定 + 4,000円

所得割率 +0.52% 均等割額 +5,000円 課税限度額 +2万円
前回改定 + 0.12% 前回改定 + 2,000円 前回改定 + 2万円

2 令和6年度税率改定案の諮問

(1) 所得階層別の影響額 (1人当たり)

別紙【資料1-1】参照

*1人当たりの影響額は、
1000~1100万円世帯(176世帯,全体の1%)が最大

(2) モデル世帯の所得階層別の影響額 (世帯当たり)

別紙【資料1-2】参照

①30代主・単身世帯 ②40-50代主・4人世帯 ③70代主・2人世帯
(介護2人・子2人)

2 令和6年度税率改定案の諮問

(3) 国民健康保険税 課税総額の比較

	令和5年度(現行)	令和6年度(改定案)
均等割額	50,900円	55,900円
所得割率	8.70%	9.22%
軽減割合	7割、5割、2割	7割、5割、2割
応益割率(医療分・軽減前)※	33.71%	34.77%
課税限度額	102万円	104万円
課税総額(軽減後)※	3,018,514千円	3,238,231千円
対令和5年度増減額	—	219,717千円

※ 令和5年度当初課税データに基づき算出

参考:国民健康保険税 歳入調定額(現年課税分決算額)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
歳入調定額 (千円)	3,101,464	3,052,049	2,937,189	2,914,902	2,960,712

2 令和6年度税率改定案の諮問

(4) 税率等の改定に伴う改定額の推移

年度	改定内容	1人当たりの課税額の改定額	改定後の税率等
平成30年度	所得割 0.3% (医療0.2%、支援0.05%、介護0.05%) 均等割 1,000円 (医療400円、支援300円、介護300円) 課税限度額 2万円 (支援1万円、介護1万円)	2,914円	所得割 8.1% (医療4.9%、支援1.75%、介護1.45%) 均等割 44,900円 (医療24,200円、支援9,000円、介護11,700円) 課税限度額 89万円 (医療54万円、支援19万円、介護16万円)
令和元年度	課税限度額 4万円 (医療4万円)	715円	所得割 8.1% (医療4.9%、支援1.75%、介護1.45%) 均等割 44,900円 (医療24,200円、支援9,000円、介護11,700円) 課税限度額 93万円 (医療58万円、支援19万円、介護16万円)
令和2年度	所得割 0.2% (医療0.1%、支援0.05%、介護0.05%) 均等割 3,000円 (医療1,700円、支援800円、介護500円) 課税限度額 3万円 (医療3万円)	3,807円	所得割 8.3% (医療5.0%、支援1.8%、介護1.5%) 均等割 47,900円 (医療25,900円、支援9,800円、介護12,200円) 課税限度額 96万円 (医療61万円、支援19万円、介護16万円)
令和3年度	課税限度額 3万円 (医療2万円、介護1万円)	391円	所得割 8.3% (医療5.0%、支援1.8%、介護1.5%) 均等割 47,900円 (医療25,900円、支援9,800円、介護12,200円) 課税限度額 99万円 (医療63万円、支援19万円、介護17万円)
令和4年度	所得割 0.4% (医療0.1%、支援0.15%、介護0.15%) 均等割 3,000円 (医療1,500円、支援800円、介護700円)	4,000円	所得割 8.7% (医療5.1%、支援1.95%、介護1.65%) 均等割 50,900円 (医療27,400円、支援10,600円、介護12,900円) 課税限度額 99万円 (医療63万円、支援19万円、介護17万円)
令和5年度	課税限度額 3万円 (医療2万円、支援1万円)	470円	所得割 8.7% (医療5.1%、支援1.95%、介護1.65%) 均等割 50,900円 (医療27,400円、支援10,600円、介護12,900円) 課税限度額 102万円 (医療65万円、支援20万円、介護17万円)
令和6年度(案)	所得割 0.52% (医療0.52%、支援0%、介護0%) 均等割 5,000円 (医療3,600円、支援700円、介護700円) 課税限度額 2万円 (支援2万円)	8,175円	所得割 9.22% (医療5.62%、支援1.95%、介護1.65%) 均等割 55,900円 (医療31,000円、支援11,300円、介護13,600円) 課税限度額 104万円 (医療65万円、支援22万円、介護17万円)

* 当該年度の当初課税における実際の課税額と前年度税率を用いた試算との差額を算出(令和6年度は、令和5年度当初課税と改定案課税額(試算)の差)。

* 低所得者に係る軽減措置(7割・5割・2割)の基準所得額は当該年度の基準額で固定。(令和6年度は、前年度の基準額)。減免額は反映していない。

【参考資料】 他市区の状況

(1) 税率改定の状況

		所得割率	均等割額	課税限度額
令和3	改定市の数	4市	5市	5市
	改定値の平均	+ 0.38%	+ 2,540円	+ 3万円
令和4	改定市の数	21市	19市	25市
	改定値の平均	+ 0.46%	+ 2,632円	+ 3万円
令和5	改定市の数	13市	10市	23市
	改定値の平均	+ 0.87%	+ 6,080円	+ 2万円

(出典：東京都ホームページ掲載資料に基づき算出)

【参考資料】 他市区の状況

(2) 赤字解消目標年度

目標年度	市名
令和5	八王子市、東大和市
令和7	立川市、東久留米市
令和10	青梅市、東村山市
令和11	小金井市、あきる野市
令和12	稲城市、武蔵村山市、清瀬市
令和14	狛江市、多摩市、町田市、福生市

目標年度	市名
令和16	小平市、羽村市
令和17	武蔵野市
令和19	国分寺市、日野市、三鷹市
令和20	府中市、国立市、昭島市
令和21	西東京市
令和23	調布市

(出典：東京都ホームページ掲載資料に基づき算出)

【参考資料】 他市区の状況

(3) 応益割合の推移

(単位 %)

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
武蔵野市	34.4	32.88	32.46	33.33	35.01
A市	34.2	31.06	31.13	30.55	30.85
B市	37.4	37.36	37.39	37.81	37.11
市町村平均	42.2	41.15	41.31	41.18	41.51

*武蔵野市及びA市、B市は、平成29年度の応益割合の下位3市(2方式を採用)。

*令和3年度の武蔵野市の順位は、30市町村中28位。

*令和4年度23区平均 40.70%

(出典：東京都保健医療局資料(H28・29)、東京都市国民健康保険協議会(H30～R3))